

個人情報保護審議会（第109回）会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時

平成21年5月11日(月)午後3時から午後5時20分まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁第3号館7階中会議室

2 出席及び欠席委員の氏名

(1) 出席委員

山下 淳 赤坂 正浩 桜間 裕章 山添 令子

(2) 欠席委員

藪野 正昭 佐々木 典子 宮内 俊江

3 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

(教育委員会事務局教職員課)

副課長 崎濱 昭彦 制度・免許係長 藤岡 茂 主任 谷口 知志

4 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名(事務局)

県民情報センター室長 本山 秀治 主幹兼個人情報・行政手続係長 四方 弘道
主査 鳥井 陽介 職員 小田 涼子

5 会議に付した案件の名称

調査審議事項

(1) 疒問番号 20-10号

収集の制限、利用及び提供の制限並びにオンライン結合による提供の制限の例外について【教員免許管理システム(以下、システム)の件】

6 議事の要旨

(1) 疒問番号 20-10号

収集の制限、利用及び提供の制限並びにオンライン結合による提供の制限の例外について【システムの件】

委員：教育職員免許法が改正され、教員免許は10年ごとに更新されることになった。更新に当たって都道府県の教育委員会が共同して、保有している教員免許の原簿情報をそれぞれ参照できる体制が作られた。本審議会は、個人情報の保護に関する条例(以下、「条例」という)上、本人外収集、目的外提供とオンラインによる結合が問題になってくると考えており、教育委員会

がそれに合わせて追加して諮詢した。教育委員会から概要について説明してもらう。

教育委員会事務局教職員課から、教育職員免許法の改正に伴うシステム導入の概要について説明があり、以下質疑応答が行われた。

委 員：セキュリティは十分に確保されているのか。

教職員課：L G - W A N回線でつながれており、I Dとパスワードを与えられた者のみがアクセスすることができる仕組みになっている。

委 員：実際に何人ぐらいが業務に当たるのか。

教職員課：制度・免許係の係員4名にI Dとパスワードが与えられ、業務に当たる。

委 員：協議会と兵庫県の関係はどういうものなのか。

教職員課：47都道府県の横並びで構成しており、兵庫県もその一つである。

委 員：システムを設計・発注して動かしていくのはどこなのか。

教職員課：各都道府県で個別に契約を結ぶが、業者の選定については協議会で一括して行う。

委 員：兵庫県のシステムにおいて管理・運営上の問題が生じた場合は、兵庫県の責任になるのか。

教職員課：各都道府県と業者の1対1の契約なので、その場合は兵庫県の責任になる。

委 員：更新時期など、更新の申請を誤った場合はどのような取扱いになるのか。

教職員課：申請書の形式上問題がなければ一旦受け付けるが、システムを使ってチェックして、問題があれば、本人に返戻する場合もある。

委 員：教員から更新時期について照会があった場合は、どのように対応するのか。

教職員課：生年月日を修了確認期限としている旧免許状の更新では問題になりうるが、新免許状は免許状に有効期間が書かれているので、最も新しい有効期間に合わせて申請してもらう。

委 員：システムができれば、システムで確認ができるのか。

教職員課：システムで確認することができるが、照会に対する回答の事務手続を決めておかなければならない。実務的には、免許管理簿（確認簿のようなもの）を備えているので、更新時期の錯誤は生じないと考えている。

委 員：システムを申請があった時の確認のためではなく、事前の照会のために使うべきではないのか。

委 員：システムによる免許更新申請は、教員免許所持者に周知されているのか。

教職員課：システムについてまでは知らないかもしれないが、未だに手処理しているという認識を持っている人は少ないと思われる。

委 員：システムを動かしていく中で、色々な段階で照会等に活用するといった場面が出てくるかもしれないが、利便性のみではなく、個人情報の取扱いに係る危険にも留意して、できる限り慎重な対応をお願いしたい。現段階では、申請に当たっての使用に限った検討にとどめておくが、システムの活用方法によっては、審議会への報告や、追加的な質問をしてもらう必要があると考えている。

実施機関退室後、事務局が答申案を読み上げ、委員から修正の指示があった。

7 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第109回）資料